

広島県告示第五百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

所在地	広島県山県郡北広島町川小田地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
	川小田（七五三〇―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
	川小田（七五三〇―二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規第九条の二項及び法 定区域等におおし警戒 区域等におおし警戒 土砂災害防止対策 の推進に関する法律 第三十一年令第八十 号（平成十四年四月 三十一日）で定める 事項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。